

○国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所役員給与規程

〔平成28年4月1日〕  
研究所規程第11号

改正 平成28年11月25日研究所規程第 38号  
改正 平成29年 3月31日研究所規程第 48号  
改正 平成29年12月19日研究所規程第 66号  
改正 平成30年 3月30日研究所規程第 74号  
改正 平成30年12月25日研究所規程第 76号  
改正 平成31年 3月27日研究所規程第 79号  
改正 令和 元年11月28日研究所規程第 86号  
改正 令和 2年 3月31日研究所規程第 99号  
改正 令和 2年11月30日研究所規程第105号  
改正 令和 3年 3月25日研究所規程第109号  
改正 令和 4年 5月25日研究所規程第124号

(総則)

**第1条** 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「研究所」という。）の役員に対する給与については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

**第2条** 常勤役員の給与は、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤役員は、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

**第3条** 役員の給与は、その全額を通貨で直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づきその者の給与から控除すべき金額がある場合には、その者に支払う報酬のうちから、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員から申し出があったときは、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振り込みの方法によって支払うことができる。

(俸給)

**第4条** 役員の俸給は、月額とし、次の役員俸給表に掲げるとおりとする。

号俸	俸給月額
1	706,000円
2	761,000円
3	818,000円
4	895,000円
5	965,000円

- 2 役員の号俸は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 理事長の号俸 5号俸
  - 二 理事長以外の役員の号俸 4号俸以下
- 3 前項に掲げる役員の号俸については、職務の複雑、困難、責任の度及び職務実績等を総合的に勘案して、決定し、又は変更することができる。
- (地域手当)

**第5条** 地域手当は、下表に掲げる地域又は勤務箇所に在勤する役員に対して支給する。

都道府県	支給地域、勤務箇所	支給割合
東京都	調布市	100分の16
	三鷹市	100分の10
神奈川県	横須賀市	100分の10

- 2 地域手当の月額は、その役員の俸給の月額に第1項の表に規定する支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 国、地方公共団体又は別に定める独立行政法人その他の公共団体に常時勤務を要する者として勤務していた者（以下「公務員等」という。）が人事交流等により引き続き役員となった場合の当該役員の地域手当の額は、前項の規定にかかわらず、一般職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の7の規定に準じて地域手当を支給する。
- (通勤手当)

**第6条** 通勤手当は、一般職給与法第12条の規程に準じて常勤役員に支給する。

(単身赴任手当)

**第7条** 単身赴任手当は、公務員等から引き続いて役員となった者に対し、一般職給与法第12条の2第3項及び第4項の規定に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

**第8条** 非常勤役員手当は、月額とし次に掲げる非常勤役員区分に従い支給する。

監事 月額 240,000円

(俸給等の支給)

**第9条** 俸給、地域手当、通勤手当及び非常勤役員手当（以下「俸給等」という。）は、その月の月額的全額を毎月16日に支給する。ただし、これらの日が金融機関休業日に当たるときは、15日（その日が金融機関休業日に当たるときは17日以降の日のうち、金融機関休業日に当たらない最初の日）とする。

(新たに役員となった者の俸給等)

**第10条** 新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

(役員でなくなった者の俸給等)

**第11条** 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日までの俸給等を、支給する。

2 役員が死亡したときは、その月分の俸給等を支給する。

(日割計算)

**第12条** 前2条の規定により俸給等を支給する場合であつて、その月の初日から末日までに支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その期間の現日数から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第六条第一項、第七条及び第八条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(期末手当)

**第13条** 役員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第13条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の6月30日及び12月10日(第13条の2においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、その日が日曜日にあたる時は、その前々日、その日が土曜日にあたる時は、その前日とする。基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員(役員退職手当支給規程第5条の2第4項の規定に該当して役員から引き続いて公務員等となった者を除く。)についても同様とする。

2 役員が、任命権者(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の規定により任命権を有する者をいう。)の要請に応じ、引き続いて公務員等となるため基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続いて公務員等となった場合には、前項の規定にかかわらず期末手当は支給しない。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の62.5を乗じて得た額に、その者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

5 公務員等が、その任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため基準日前6箇月以内に退職し、かつ引き続いて役員となった場合における第3項及び前項の規定の適用については、基準日前6箇月における公務員等としての在職期間は役員としての在職期間に算入する。

6 期末手当の一時差止め処分等の取扱いについては、一般職給与法第19条の5第3号及び第4号並びに同法第19条の6第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、「各庁の長」とあるのは「理事長」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

**第13条の2** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する役員に対し、前条で定める日に支給する。基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員(役員退職手当支給規程第5

条の2第4項の規定に該当して役員から引き続いて公務員等となった者を除く。)についても同様とする。

- 2 役員が、任命権者の要請に応じ、引き続いて公務員等となるため基準日前1箇月以内に退職し、かつ、引き続いて公務員等となった場合には、前項の規定にかかわらず勤勉手当は支給しない。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、国土交通大臣が行う業績評価の結果を勘案して、その者の勤務実績に応じ、一般職給与法等の例に準じる割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、研究所に所属する第1項の役員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額とする。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において役員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額並びに俸給月額に100分の25の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。
- 5 前条第5項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。  
(端数の処理)

**第14条** 給与の支給額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。  
(実施に関し必要な事項)

**第15条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年11月25日研究所規程第38号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(給与法等の例の準用)
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則** (平成29年3月31日規程第48号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(給与法等の例の準用)
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則** (平成29年12月19日規程第66号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
(給与法等の例の準用)
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則** (平成30年3月30日規程第74号)  
(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
(給与法等の例の準用)

2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（平成30年12月25日規程第76号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（平成31年3月27日規程第79号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（令和元年11月28日規程第86号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（令和2年3月31日規程第99号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（令和2年11月30日規程第105号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（令和3年3月25日規程第109号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。  
（給与法等の例の準用）
- 2 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。

**附 則**（令和4年5月25日規程第124号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第13条第3項から第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に同月1日(同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる役職員(同月に改正前のこの規程及び別に定める規程等に基づき期末手当を支給された者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 再雇用職員以外の役職員

ア 特定管理職員 107.5分の15

イ 役員 67.5分の10

(給与法等の例の準用)

3 この規程の施行に関し必要な事項は、給与法等の例に準じる。